

第 1 章 名称と事務所

- 第 1 条 本会は、藤沢市立秋葉台小学校保護者と教職員の会（PTA）
といい、事務所を藤沢市立秋葉台小学校におく。

第 2 章 目的

- 第 2 条 本会は、保護者と教職員が協力し合い、家庭、学校、社会に
おける子供達の幸福な成長を図ることを目的とする。

第 3 章 方針

- 第 3 条 本会は、教育を本旨とする民主的団体として活動する。
- 第 4 条 子供達の教育や福祉のため活動する他の団体や機関と協力
して活動する事ができる。
- 第 5 条 特定の政党や宗教に偏ることなく、また、営利を目的とする
ようなことは行わない。
- 第 6 条 学校の管理や運営、人事に干渉しない。

第 4 章 会員

- 第 7 条 本会の会員は次の通りである。
・学校に在籍する児童の保護者またはこれに代わる者
・学校に勤務する校長および教職員
- 第 8 条 会員は 1 世帯につき月額 2 5 0 円の会費を納め、本会の活動
に参加する。
- 第 9 条 会員は、本会の目的と方針に従って活動する義務がある。

第 5 章 経理

- 第 1 0 条 本会の経費は、会費およびその他の収入による。

第11条 本会の経費は、総会で認められた予算に基づいて行われ、会計監査を経て総会に報告される。

第12条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第6章 役員

第13条 本会の役員は次の通りとする。

- ・会長 1名（保護者） ・副会長 2名（保護者）
- ・書記 2～3名（保護者1～2・教職員1）
- ・会計 3名（保護者2・教職員1）

第14条 各役員の任期は1年とする。ただし再任できる。

第15条 役員は選考委員会で選出し、総会において決定される。

第7章 会計監査委員

第16条 本会の経理を監査するために、2名の会計監査委員を置く。

第17条 会計監査委員は選考委員会で選出し、総会において決定される。

第8章 総会

第18条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。なお、議案は規約改正を除き、出席者の過半数の賛成をもって決する。

第19条 総会の定足数は、構成員の5分の1とする。ただし委任状を認める。

第20条 運営委員会が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の要求があった場合には臨時総会を開催する。

第9章 運営委員会

第21条 運営委員会は役員、常任委員会の正副委員長、青少年指導員、校長、および臨時委員会の正副委員長をもって構成され、総

会の決議に基づいて本会の運営を図り、かつ総会に提出する議案の調整を行う。

第22条 運営委員会は必要に応じ会長または運営委員会の過半数の要請があった場合開催する。開催頻度に関しては、本会の運営に支障をきたさぬよう適宜判断する。

第23条 運営委員会は役員に欠員が生じた場合、第15条にかかわらず、その欠員を補充することができる。補充した時は次の総会で報告する。

第10章 常任委員会・臨時委員会

第24条 本会の活動を行うため、次の常任委員会をおく。

1. 学級委員会
2. 広報委員会
3. 成人委員会
4. 校外委員会
5. 選考委員会

第25条 必要に応じ運営委員会は、臨時委員会を設けることができる。

第26条 常任委員会および臨時委員会は、いかなる事項についても運営委員会の承認を得なければ実行に移すことができない。

第11章 不測事態時の運用

第27条 規約通りの活動や本会の運用が世情等を勘案した時に執行出来ないと本部役員又は学校側が判断した場合、本部役員と学校側で協議し、双方合意した内容をもって活動内容や規約全般について流動的に運用出来るものとする。なお、本条項適用や変更内容の承認については総会等の決議は要せず、本部学校双方の合意をもって施行し、会員各位には本条項を適用した運用を行う旨報告するものとする。

第12章 改正

第28条 本規約は総会において3分の2以上の賛成がなければ改正することはできない。なお、改正案は総会の少なくとも2週間前に会員に知らせておかなければならない。

第 1 3 章 細則

第 2 9 条 本会の運営について必要な細則の制定改廃はこの規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定める。細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会において報告する。

制 定	昭和 3 5 年	5 月 2 1 日
一部改正	昭和 5 5 年	5 月 7 日
一部改正	昭和 5 7 年	5 月 1 7 日
一部改正	昭和 5 8 年	3 月
一部改正	平成 3 年	3 月 1 3 日
一部改正	平成 6 年	3 月 9 日
一部改正	平成 9 年	3 月 7 日
一部改正	平成 2 1 年	3 月 1 1 日
一部改正	平成 2 2 年	3 月 1 1 日
一部改正	平成 2 4 年	3 月 8 日
一部改正	平成 2 6 年	3 月 6 日
一部改正	平成 2 7 年	3 月 5 日
一部改正	平成 2 8 年	3 月 3 日
一部改正	令和 3 年	6 月 3 0 日

藤沢市立秋葉台小学校 PTA 規約 細則

第 1 章 会計

- 第 1 条 会員は規約第 4 章第 8 条に基づき、会費を年 1 回納入する。
- ・ 6 月に現金徴収とする。
 - ・ 兄弟が在籍している世帯は、上級生から回収する。
 - ・ 転入、転出の場合、月割り分を納入、返金する。

第 2 章 役員・会計監査委員の選出および就任

- 第 2 条 役員、会計監査委員の選出および就任は次の通り行われる。
1. 役員並びに会計監査委員候補者選考委員会（以下選考委員会という）の構成は次による。
 - ・ 各学年の保護者より委員を選出する。
 - ・ 教職員の中から互選により 1 名の委員を選出する。
 2. 選考委員会は各役員並びに会計監査委員の候補者に対し定員以上の候補者を挙げる。ただし委員は上記の候補者になる事は出来ない。
 3. 選考委員会は総会の 10 日前までに候補者の同意を得てその氏名を公表しなければならない。
 4. 役員候補者の追加は 3 月総会の際、会員の席からなす事ができる。ただしその時も候補者の同意を得なければならない。
 5. 選考委員会は候補者を 3 月総会で報告する。
 6. 役員並びに会計監査委員の候補者は、総会の決議を経て決定され、即時就任する。
 7. 選考委員会は、役員候補者の選出にあたって、会員に呼びかけることも出来る。

- 第 3 条 会長に欠員を生じた時は、副会長が昇格する。任期は前任者の残りの期間とする。

- 第 4 条 会長以外の役員に欠員を生じた時は、運営委員会がこれを補

充する。任期は前任者の残りの期間とする。

第 5 条 本部役員、委員経験者は、ポイント管理名簿に準ずる。

第 3 章 役員の任務

第 6 条 会長の任務は次の通りとする。

1. 総会、運営委員会を招集し、これを司会する。
2. 外部に対し、本会を代表する
3. 他の役員および校長の承認を得て、各常任委員会の委員並びに委員長を委嘱する。
4. 運営委員会の承認を得て、臨時委員会の委員並びに委員長を委嘱する。
5. 選挙に関する集会を除く、各委員会や集会で意見を述べる事ができる。

第 7 条 副会長の任務は次の通りとする。

1. 会長を補佐し、会長事故あるときはその代理を務める。
2. 総会並びに運営委員会の議事、および本会の活動に関する重要事項を提案、進行する。

第 8 条 書記の任務は次の通りとする。

1. 総会並びに運営委員会の議事、および本会の活動に関する重要事項を記録する。
2. 諸種の記録、通信、その他資料を保管する。
3. 会長の指示に従って、本会の事務を行う。

第 9 条 会計の任務は次の通りとする。

1. 予算に基づいて、本会の一切の会計事務を処理する。
2. 5月総会において、会計監査を経た決算報告をする。
3. 予算の立案をする。

第 4 章 総会

第 10 条 毎年次の総会を開く。

3月総会・新役員の指名、決定

5月総会・会計監査を経た年度決算報告の承認

・年度事業報告の承認

・会員の移動並びに年間計画と年度予算の審議、

決定

第5章 常任委員会および臨時委員会

第11条 常任委員会の種類および任務は次の通りとする

1. 成人委員会
 - ・会員相互がますます理解を深め、向上するように図る。
 - ・子供達の健全育成についていっそう関心を深めるように図る。
2. 広報委員会
 - ・学校や PTA 活動の様子を全会員に知らせるための広報誌を発行する。
 - ・会員がいっそう PTA を理解し相互に結びつき協力できるよう編集する。
3. 学級委員会
 - ・各学級を母体として保護者と教師が十分に話し合えるように図る。
 - ・各学級の円満な発展を図る。
4. 校外委員会
 - ・地区との連携を保ちつつ、児童の安全および健全育成を図る。
 - ・地区における子供の活動を活発にしていくなかで会員相互の理解を図る。
 - ・災害時に対応する組織の確立整備点検をする。
 - ・通学路の点検などを行い、交通事故から児童を守る活動をする。
5. 選考委員会
 - ・活動は第2章 第2条の通りとする。
6. 臨時委員会
 - ・以上の各委員会に属さない事項が生じた時、必要に応じて臨時に委員会を設けることができる。

第12条 各常任委員会の委員は各学級および地域において互選する。

第13条 運営委員会は規約第9章に基づき構成されるものであるが、必要に応じてその定員を増減する事ができる。

第14条 校長は学校管理並びに教育上、各委員会または臨時委員会に出席して意見を述べる事が出来る。

第15条 各常任委員会の委員長、副委員長経験者は、ポイント管理名簿に準ずる。

第6章 顧問および相談役

第16条 本会に、顧問および相談役をおくことが出来る。

第7章 改正

第17条 本細則は、運営委員会において出席者の3分の2以上の賛成により改正する事が出来る。